

# 学術研究倫理ガイド

研究者の責任ある行動とは



早稲田大学研究推進部  
学術研究倫理委員会

2025年3月発行

## 研究遂行上、特に注意しなければならない事項です

### 研究費 の 不正使用 とは

#### 預け金

架空の取引により大学に代金を支払わせ、業者に預け金（プール金）として管理させること。

**例** 業者に虚偽の請求書を作成させて大学に代金を支払わせ、その代金を業者に管理させて、別の用途に使用した。

#### 出張

実体を伴わない出張の旅費を大学に支払わせること。

**例** 出張期間が予定より短縮できたが、変更届を提出せずに当初の予定どおりの宿泊費と日当を受け取り、返金しなかった。また、格安航空券を購入したにもかかわらず、業者に正規運賃で請求させ、水増しを図った。

#### 謝金

実体を伴わない作業の謝金を大学に支払わせること。

**例** 研究室の学生に虚偽の出勤簿を作成させ、支払われた謝金を自分に還流させて、別の用途に使用した。

#### 不正使用および不正受給に係る 応募資格の制限（公的研究費の場合）

|                                            |        |
|--------------------------------------------|--------|
| 不正使用を行った研究者および共謀した研究者で私的流用を行った場合           | ▶ 10年  |
| 不正使用を行った研究者および共謀した研究者で私的流用以外の場合            | ▶ 1～5年 |
| 不正受給した研究者および共謀した研究者                        | ▶ 5年   |
| 不正使用に直接関与していないが、研究資金の管理責任者としての責務を全うしなかった場合 | ▶ 上限2年 |

2013年度より、自らは不正使用に関与していなくても、研究資金の管理責任者としての責務を全うしなかった場合には応募資格が制限されることになりました。特に、大型の公的研究費については共同研究者相互によるチェック体制を設けるなど、研究資金の管理責任を果たすことが求められます。

●公的研究費の不適切な使用・不正使用の事例を下記URLで紹介しています。

<https://waseda.box.com/jireishu/>



### 研究上 の 不正行為 とは

#### ねつ造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

**例** 実際に実験をしていないにもかかわらず、それらしいデータを勝手に作り上げ、あたかも実験結果であるように発表した。したがってデータを再現するための記録は残されていない。

#### 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

**例** 実験で得られた結果が悪く、何度も繰り返しても思うような結果が出なかったため、過去の別の実験で得た実験結果を流用した。

#### 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

**例** 学生がゼミで発表したレポートの一部を、当該学生に了解を得ないままに指導教員が自身の論文で使用した。

上記の「ねつ造」、「改ざん」、「盗用」の他、「二重投稿」や「不適切なオーサiership」等の科学者の行動規範および社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものも研究上の不正行為となります。

#### 研究上の不正に係る 応募資格の制限（公的研究費の場合）

|                                                        |        |
|--------------------------------------------------------|--------|
| 研究の当初から不正行為を意図するなど特に悪質な場合                              | ▶ 10年  |
| 不正行為のあった論文等の責任を負う著者で社会的影響が大きく、悪質性が高い場合                 | ▶ 5～7年 |
| 不正行為のあった論文等の責任を負う著者で社会的影響が小さく、悪質性が低い場合                 | ▶ 3～5年 |
| 不正行為に関与していないものの、不正行為のあった論文等の責任を負う著者で、社会的影響が大きく悪質性が高い場合 | ▶ 2～3年 |

### 学術研究倫理に関する行動規範・規程等

早稲田大学は、本学の研究活動に携わるすべての者に係る倫理的な態度と行動規範として「早稲田大学学術研究倫理憲章」、「学術研究倫理に係るガイドライン」および「研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程」を制定しています。

## 早稲田大学 学術研究倫理憲章

2007年3月9日 経営執行会議 制定決定

早稲田大学は、「学の独立」および「進取の精神」という建学の精神に則り、学問の使命に対する高い理想を持ち、学術研究活動を通じて、人類の福祉と世界平和に貢献する。学術研究に関与する者は、それが人間、社会および自然環境に多大な影響を及ぼすことに鑑み、本学が受け継いできた良き伝統を堅持しつつ、常に良心に従って自己研鑽に努め、現代社会の今日的課題にも果敢に挑戦する。本学は、学術研究の信頼性と公正性および自由な研究活動の遂行を確保し、これに相応しい社会的責任を自覚して、本学の学術研究が社会から多くの信頼と尊敬を得られるよう、本学の研究活動に携わるすべての者に係る倫理的な態度と行動規範として、以下を宣言する。

**1** 本学の学術研究は、人類の福祉や世界平和など、人類共通の課題に貢献する。

**2** 本学の学術研究は、人間の尊厳を守り、生命倫理を尊重し、人間、社会、自然との調和的発展や社会的弱者の保護、地球環境の保全に十分配慮し、公益の増進に積極的に貢献する。

**3** 本学の学術研究は、国際的規範、国内外関係諸法令および学内諸規定とその精神を遵守し、社会的良識をもって誠実に遂行し、研究成果を適切に発表することで時代や社会の要請に積極的に応える。

**4** 本学の学術研究においては、人権を尊重し、個人情報保護に留意し、共同作業の過程において一切のハラスメント行為や国籍、性別、年齢等による差別が生じないように努めるとともに、そうした行為のない大学づくりのために一致協力する。

**5** 本学の学術研究においては、社会との連携活動に伴う弊害が生じることのないよう留意し、適切なマネジメントに努める。

**6** 本学は、研究倫理に係わる教育・研修、研究環境の改善・整備および安全管理等に努め、不正行為が起らない環境づくりに努める。

# 学術研究倫理に係るガイドライン

2007年3月9日 経営執行会議 制定決定

学術研究倫理に係るガイドライン

[https://www.waseda.jp/inst/ore/assets/uploads/2019/05/Guidelines-Regarding-Academic-Research-Ethics\\_j.pdf](https://www.waseda.jp/inst/ore/assets/uploads/2019/05/Guidelines-Regarding-Academic-Research-Ethics_j.pdf)



－ 抜 粋 －

## 4 研究者の責務

### (1) 基本的事項

- ① 研究者等は、自己の良心に従い、誠実に行動する。
- ② 研究者等は、早稲田大学産学官連携活動等に伴う利益相反に関する基本方針に則り、利益相反による弊害が生じないように努める。
- ③ 研究者等は、研究活動において、捏造、改竄、盗用などの不正な行為を行わないとともに、研究費ごとに定められた助成条件や使用ルールを遵守し、研究活動に係る不正および研究費の取扱いに係る不正の未然の防止に努める。
- ④ 研究を指導する立場にある研究者等は、研究活動に関する不正が起きないように、指揮下にある研究活動および研究者等の管理を適切に行う。
- ⑤ 研究者等は、不正な行為が行われていることを知ったときは、その改善に努める。
- ⑥ 研究者等は、共同研究を行う際、共同研究者間において、研究目的や内容、業務、役割分担、責任等を明確にし、相互に理解することに努める。
- ⑦ 共同研究において、複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者は、個々の研究活動や研究成果を適切に確認するよう努める。

### (2) 研究情報等および研究に関する装置等の管理

- ① 研究者等は、研究成果が再現できるよう必要なデータや試資料等を、可能な範囲内で適切に保存・管理する。
- ② 研究者等は、実験・観察・調査をはじめとする研究活動においては、その過程を研究ノートなどの形で記録に残すことが強く推奨される。研究ノートには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等、後日の利用・検証に役立つ十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。研究ノートは研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。
- ③ 研究者等は、研究のために取得した試資料および研究情報等について、不正な行為または不注意等によって外部に漏えいすることのないよう、その防止に必要な措置を講じる。
- ④ 研究者等は、研究に用いる装置、機器、薬品、材料等を本学の規約等に基づき適切かつ安全に管理し、正当な理由なく外部に持ち出してはならない。

### (3) 研究成果の適切な公表・オーサーシップの基準

- ① 研究者等は、研究成果の公表に際しては、データや論拠の信頼性の確保に十分留意し、つねに公正かつ適切な引用を行うよう努める。
- ② 研究者等は、研究成果の公表に際しては、オーサーシップや既発表の関連データの利用基準、著作権等について特に注意を払い、各研究組織や研究分野、学会、学術誌等に固有の慣行やルールを十分尊重する。
- ③ 研究者等は、共同研究における成果の公表に際しては、それぞれの研究者等の実質的な貢献度を適切に反映させる。

### (4) 他者の業績評価 (本文略)

### (5) 個人情報等の保護 (本文略)

### (6) ハラスメントの禁止 (本文略)

# 研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程

2007年4月6日施行

研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程

<https://waseda.box.com/s/bu5oaopj6avud3wf48eq37krnw5e7nc>



## ◆ 学術研究倫理委員会の設置

- ・学術研究倫理に係る研究者等に対する周知、研修、教育等の企画・実施
- ・学術研究倫理に係る情報収集、分析
- ・研究者等の不正行為に係る調査

## ◆ 研究倫理に関する研修および科目等の受講

<https://www.waseda.jp/inst/ore/subject/>

・教職員対象： オンデマンドによる研究倫理研修

**本学における全ての研究者等は以下のいずれかの受講が義務付けられています。**

|                                             |
|---------------------------------------------|
| 1) 日本学術振興会 研究倫理eラーニングコース (eL CoRE) の受講      |
| 2) APRIN e-ラーニングプログラム (eAPRIN)「責任ある研究行為」の受講 |

※いずれも研究活動に係る不正行為 (捏造・改ざん・盗用等) の防止を主な目的とした内容です。

・学生対象： 研究倫理に関する授業科目設置

大学院生、および論文作成・研究に着手する学部3年生以上が研究者として予め知っておくべき研究倫理の基本事項について学べるよう、グローバルエデュケーションセンターに授業科目「学術・研究公正概論」を開講しています。

## ◆ 研究資料等の保存・開示

・本学では、「研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程施行細則」を定め、研究資料等の保存・開示について規定しています。

・原則として研究資料等の保存期間は、論文等が公表された時から起算して次の年限です。

- 文書、数値データ、画像などの研究資料 10年
- 実験試料、標本、装置などの有体物 5年

・上記にかかわらず、研究資料等の形質および形状等、保存場所の制約ならびに保存に要する費用を考慮し、その具体的な保存期間・保存方法を各箇所において定めることもできるようになっていますので、所属箇所の内規等も確認の上、適切に保存してください。

## ◆ 誓約書の提出

<https://www.waseda.jp/inst/ore/about/submission/>

・公的研究費の運営・管理に関わる者は、本学指定の誓約書を大学に提出する必要があります。

# 研究活動による不正防止に関する取り組み

## ◆ 公的研究費の不正防止計画の策定

本学において公的研究費の適切な執行がなされるよう、研究費の取扱いに係る不正行為を防止することを目的に、「公的研究費に関する不正防止計画」を策定しています。この計画に基づき、学内各機関が連携して公的研究費の適切な運営・管理に取り組んでいます。

【早稲田大学における公的研究費に関する不正使用防止計画】  
[https://www.waseda.jp/inst/ore/rules/pmprf\\_j/](https://www.waseda.jp/inst/ore/rules/pmprf_j/)



## ◆ 公的研究資金のモニタリングおよび監査の実施

本学では文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づき、公的研究費がその交付目的に照らして、適正に使用されているかどうかについて下記のとおり関係箇所と連携し管理、監査を行っています。

① 公的研究資金の執行箇所 (第一のディフェンスライン)： 適切な執行の確保

② 研究推進部 (第二のディフェンスライン)： 執行状況の管理および定期的なモニタリング

③ 監査室 (第三のディフェンスライン)： ①・②が適切に実施されているかに関する監査の実施

## ◆ 学術研究倫理セミナーの設置

・教職員対象： オンデマンドによるセミナー

主に公的研究費の不正使用および研究活動上の不正行為に関する認識を深め、共通の危機意識と知見を共有することを目的としたオンデマンドコンテンツを設置しています。このセミナーは「教職員セルフマネジメントセミナー」内の1セミナーとしてWaseda Moodle上で開講しています。

## ◆ 学術研究倫理ガイドの発行

本学では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」が定めるコンプライアンス教育・啓発活動の一環として、毎年度、学術研究倫理ガイド (本ガイド) を発行しています。

## 研究・実験に関する審査体制

本学では研究対象を保護し、研究の公正性と信頼性を確保することを目的として、各規程を定め研究計画の倫理審査および実験計画の審査を行っています。

人を対象とする研究に関する倫理審査委員会

遺伝子組換え実験審査委員会

動物実験審査委員会

バイオセーフティ委員会

また、以下についてもマネジメント体制を整備し、安心して研究活動に取り組めるよう図っています。

外部資金を原資とする研究に関する利益相反マネジメント

研究開発型ベンチャーの役員兼業に関する利益相反マネジメント

安全保障輸出管理  
成果有体物の取扱い

(研究マネジメント課)

(研究マネジメント課、リサーチ・イノベーションセンター)

(リサーチ・イノベーション・センター)

# 研究費についての問合せ窓口

研究推進部では、研究者、研究費に携わる方々からの研究費の適正な管理に関するご相談を受け付けるWeb相談窓口を開設しています。

## コンプライアンス相談窓口

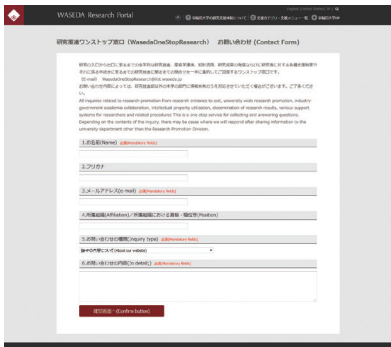
この窓口では、早稲田大学に関するリスクおよびコンプライアンス違反 (学術研究倫理、ハラスメントなど) についての通報を受け付けています。研究不正・研究費不正使用の疑いの情報につきましても、この窓口で受け付けています。

<https://waseda.app.box.com/s/q6mj5wpn9rzbp072ksat4ti5t30qsm6d>



## 研究費の適正な管理等について

Waseda Research Portal上に問い合わせフォーム (研究推進ワンストップ窓口) を開設していますのでご利用ください。お問い合わせに対する回答は、原則として電子メールにて行います。



<https://waseda-research-portal.jp/inquiry/>



## 研究倫理等に関する情報へのアクセス

### 早稲田大学研究倫理オフィス

<https://www.waseda.jp/inst/ore/contact/>

上記Webサイトでは、憲章・行動規範、研究倫理教育、本学の研究倫理に係る取り組み、学術研究倫理委員会の活動などを掲載しています。

### 早稲田大学リサーチ・イノベーション・センター 知財・研究連携支援セクション

安全保障輸出管理

<https://dpt-stc.w.waseda.jp/>

成果有体物の取り扱い

<https://www.waseda.jp/inst/research/tio/industrycollaboration>

